

血液製剤使用適正化方策調査研究事業(一般課題)に係わる企画書募集要領

1. 総則

令和 8 年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業も、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会が担当する。そのうち「一般課題」企画競争の実施に関する事項は、この要領に定める。

2. 業務内容

本令和 8 年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業(一般課題)の内容は、血液製剤使用適正化方策調査研究事業(一般課題)の実施に関する研究の研究班設置要綱のとおりとする。

3. 研究期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日(金)まで。

4. 研究予算額

採択 1 件当りの予算額は 80 万円前後までとする。ただし、本研究費の支払方法は精算払いとし、事業終了後に請求書を提出するものとする。

5. 参加資格

- ① 都道府県ごとに組織されている地域医療の代表者及び医療機関の管理者等の委員から構成された「合同輸血療法委員会」であること。
- ② 国をはじめとして、各地方公共団体等関係機関、関係団体との各種調整を円滑に行うことが可能な者であること。
- ③ 本事業の趣旨を十分理解し、十分な調査結果を得ることが可能な者であること。

6. 企画書等の提出書類、提出期間、提出先等

(1) 提出書類

血液製剤使用適正化方策調査研究事業(一般課題)の実施に関する研究の研究班設置要綱に基づいた研究計画書に従って作成する

- ① 令和 8 年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業(一般課題)研究計画書(別紙 1)
- ② 暴力団に該当しない旨の誓約書(別紙 2)
- ③ 合同輸血療法委員会設置要綱の写し

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和 8 年 6 月 22 日(月) 18 時必着

② 提出方法

研究事務局（下記アドレス）あてにメールにて提出する。

E-mail: info@mail.jstmct.or.jp

③ 提出に当たっての注意事項

(ア) 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

(イ) 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

(ウ) 一者当たり一般課題 1 件の研究計画書を限度とし、1 件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

(エ) 一般課題及び特別課題の双方を応募することも可とするが、採択はどちらか一方とする。

(オ) 虚偽を記載した研究計画書等は、無効とする。

(カ) 参加資格を満たさない者が提出した研究計画書等は、無効とする。

(キ) 研究計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(ク) (1) ②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、企画書等を無効とする。

④ 企画書等の提出先及び作成に関する問い合わせ先

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-1-4 ユニテビル 5 階

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会 血液製剤使用適正化方策調査研究事業
(一般課題) 事務局

Tel: 03-5804-2611 Fax: 03-5804-2612

E-mail: info@mail.jstmct.or.jp

7. 評価の実際

(1) 「令和8年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業(一般課題)に係る企画書等評価基準」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に合致し、かつ評価の高い企画書等を提出した8者を選定し、契約候補者とする。選定にあたっては薬事審議会血液事業部会適正使用調査会において、①300 床未満の小規模医療機関において赤血球製剤の廃棄率が高いこと、②適正使用の取組に地域差があることなどの指摘があった。他方、在宅における安全で適正な輸血管理体制の構築や特殊な地理的事情を抱えるへき地や離島における血液製剤の供給体制についても関係者間では検討すべきこととされている。そこで、全国の合同輸血療法委員会に対して各都道府県における調査研究の課題（下記項目）について募集を行う。

①中小規模医療機関において、血液製剤の廃棄率が低い施設の取組状況の調査、

②在宅における安全で適正な輸血管理体制が確立している地域の調査、

③へき地や離島における血液製剤の供給体制の実態調査、

④地域における輸血に関する医療機関間連携のためのマニュアルの調査、

⑤その他、地域の状況を踏まえた全国でその先進的な取組を共有することが可能なもの

なお、各事業あるいは各評価基準で高評価の契約候補者を選定することが困難な場合、評価委員会委員全員の合意があれば、上記に限らず契約候補者の選定に柔軟性を持たせることが可能とする。

(2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

8. その他

(1) 企画書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 詳細については血液製剤使用適正化方策調査研究事業(一般課題)の実施に関する研究の研究班設置要綱に従うものとする。